

愛知地方労働審議会 第18回家内労働部会 議事録

令和元年5月22日(水)午前10時～11時20分
名古屋合同庁舎第2号館 愛知労働局 4階会議室

出席 (公益代表委員) 小野木委員、熊田委員
(労働者代表委員) 安藤委員、伊藤委員、加藤委員
(使用者代表委員) 滝委員、太簀委員、中道委員
(事務局) 黒部労働基準部長、近藤賃金課長、堀井課長補佐
丹羽給付調査官、久保賃金調査員

【堀井課長補佐】

定刻になりましたので、只今より愛知地方労働審議会第18回家内労働部会を開催します。本日の出席状況は、山本委員が所用のためご欠席ですが、定足数は満たしています。従って、当部会は有効に成立していることを報告いたします。

部会長、部会長代理が選出されるまでは、事務局で司会進行をいたします。本日の会議次第及び資料は、お手元の封筒の中にあります。

それでは、開会に当たり、愛知労働局労働基準部長より挨拶申し上げます。

【黒部労働基準部長】

本日の愛知地方労働審議会第18回家内労働部会の開催にあたり、一言挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で私ども労働局に対しましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

この家内労働部会は、愛知地方労働審議会の下に専門部会として設置されております。例年は年度末に開催しご審議を賜っておりましたが、家内労働行政の業務の一つに最低工賃の見直しがあり、昨年度は最低工賃専門部会を開催し、愛知県がん具花火製造業最低工賃について検討させていただいていたことから、この家内労働部会については時期をずらし、その報告も兼ねて本年度当初に開催させていただきました。

なお、そのがん具花火の最低工賃ですが、詳細につきましては、後ほどご説明させていただきますが、家内労働者の方の減少と最低工賃に設定している作業や工程が現在のものと合致しなくなったこと等の状況を理由として、本年1月の最低工賃専門部会において全会一致で廃止決定の答申を頂き、平成31年3月6日をもって廃止を決定させて頂いたところです。

また本日の部会では、それ以外の家内労働者の労働条件確保に向けた当局の取り組みに

ついてもご説明させていただきますので、家内労働全般について、委員の皆様の忌憚の無いご意見を賜れば幸いです。よろしくお願い申し上げます。

【堀井課長補佐】

続きまして、委員をご紹介します。

委員名簿は、資料集1ページの資料 1にあります。私から、名簿の順に読み上げますので、軽く会釈をお願いします。

(各委員の紹介)

【堀井課長補佐】

議事に入る前に、本家内労働部会の公開等についてご説明します。

資料集9ページの資料 6 愛知地方労働審議会運営規程の第5条では、会議は、原則として公開するとされています。この公開というのは、この場に傍聴人の同席を認めることを言います。従前、この家内労働部会は公開しておりますので、事務局として5月14日から昨日の5月21日までの間、傍聴人を募集する公告を行いましたが、希望者がいなかったことを報告いたします。

次に、同じページの愛知地方労働審議会運営規程の第6条第2項で、議事録及び会議の資料は、原則として公開するとされていますので、これも従前通り公開することとしてよろしいでしょうか。

(承認確認)

【堀井課長補佐】

ご承認いただきましたので、議事録及び会議資料は公開いたします。なお、愛知労働局のHPには議事録のみ掲載いたします。

次に、委員の中には初めての方もいらっしゃいますので、地方労働審議会及び家内労働部会について、説明いたします。

まず、12ページの資料 8 地方労働審議会組織図をご覧ください。また、各法令については2ページから11ページに掲載していますので、ご参照ください。

全ての都道府県労働局には厚生労働省組織令第156条の2に基づく地方労働審議会が設置されています。

地方労働審議会は、都道府県労働局が行う労働行政全般についてご意見をいただく場として設置されています。その下に専門性の高い特定の事項についてご意見を頂く場として、地方労働審議会令第6条及び愛知地方労働審議会運営規程第9条に基づき、家内労働部会、港湾労働部会、労働災害防止部会の3つの部会が設置されています。地方労働審議会と3つの部会は、常設部会であり、委員の任期は2年間とされています。

本日開催の家内労働部会は、この常設部会の一つです。委員の任期は2年間とされてい

ますが、何らかの事情により臨時委員を含む委員が辞任された場合は、地方労働審議会令第4条第1項但し書きにより補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとされていますので、皆様の任期は令和元年11月4日までとなります。

それでは、議題(1)の部会長の交代についてです。

部会長については資料集7ページの資料 5 地方労働審議会令第6条第5項では、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから選挙することとなっています。

これまで部会長をお願いしていました公益代表の今原氏が平成30年11月をもって愛知地方労働審議会委員を辞任されたことから、現在、部会長が空席となっています。今原氏の後任については、小野木氏が本審委員に任命され、家内労働部会委員として指名されています。

部会長の選出については、従来から公益委員の互選結果をご承認いただくという方法でしたが、この方法で選出するとしてよろしいでしょうか。

(承認確認)

【堀井課長補佐】

選出方法についてご承認をいただきましたので、公益委員の事前協議結果を熊田委員からご報告をお願いします。

【熊田委員】

あらかじめ公益委員で協議しました結果、部会長候補に小野木委員とすることで一致しましたので、提案いたします。

【堀井課長補佐】

ただいま、部会長に小野木委員とのご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(承認確認)

【堀井課長補佐】

ご承認を頂きましたので部会長の名札を置かせていただきます。

【堀井課長補佐】

部会長代理は引き続き熊田委員でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【熊田委員】

承知しました。

【堀井課長補佐】

それでは、小野木部会長ご挨拶をお願いします。

【小野木部会長】

只今、部会長に選出していただきました小野木です。中日新聞の論説委員をやっています。

す。一般的に内職と家内労働は法律用語では違うようですが、私の親が昭和の末期に自宅で毎日夜遅くまで内職をやっていた姿を今思い出しました。愛知県はものづくりが非常に盛んな地域でそれを含む岐阜や三重も含めて東海としての役割があると思うのですが、家内労働というのは愛知のものづくりの下支えする非常に大切な機能を果たしてきたと思います。今回、部会長を拝命するにあたり、もちろん円滑な議論も大切ですが、何より家内労働する人たちがハッピーに過ごせるよう、労働者はもちろん委託者の方も含めて、一緒になって労働条件を向上させていきたいなど、その一助になればと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【堀井課長補佐】

続いて、熊田部会長代理ご挨拶をお願いします。

【熊田委員】

昨年に引き続き、家内労働部会の部会長代理を務めさせていただきます、弁護士の熊田と申します。これまで、愛知地方労働審議会の家内労働部会と2回の最低工賃専門部会を経験しました。特に愛知は製造業が盛んということで、家内労働に従事されている方は全国的には減っているのが当たり前の状況の中でも、愛知はまだまだ多いことに驚くとともに、繊維とか玩具花火とか、数字的には衰退しているか、中国等から安いものが入ってきているところについては、昔とは随分違ってきているとは思いますが、しかし、自動車関連や唯一最低工賃が残っているハーネスについては、まだまだ需要があるということを知りました。

今日、いろいろご説明いただくとと思いますが、家内労働のような零細企業の労働環境や安全であるとか、更には、最低工賃を何としても適正な工賃に維持するとかについて、私共がきちんと審議し、労働局に対し意見を述べる貴重な機会だと思しますので、有意義な審議ができますよう部会長を補佐し、務めさせていただきたいと思えます。どうかよろしくお願いします。

【堀井課長補佐】

部会長が選出されましたので、これ以降の議事進行は小野木部会長をお願いします。

【小野木部会長】

では議事に入りますが、議事録の作成にあたり、愛知地方労働審議会運営規程第6条第1項の規定により、部会長の私と、部会長が指名した委員2人の署名が必要となります。

つきましては、本日の議事録の署名委員を、次の方をお願いしたいと思います。

家内労働者側は加藤委員、委託者側は太箸委員をお願いします。

(署名委員了承)

【小野木部会長】

では、議題の（２）平成３０年度家内労働対策の結果について、事務局から説明してください。

【近藤賃金課長】

事務局賃金課長です。本日の資料 ９に、愛知県における家内労働の現況としてまとめています。要点のみご説明しますが、１５ページの項目（１）のところで、平成３０年度の調査結果では、愛知県内における関係者の数を掲載しています。委託者数は３７７社、家内労働者数は８，５７６人、また家内労働者の同居の親族で家内労働を補助している方は３８１人です。これらの数字は前年度と比較し、それぞれ減少しています。

本日冊子としてつけています「家内労働のしおり」がありますが、その３２ページや３３・３４ページを見ていただきますと、全国の家内労働者数の状況や経年であるとか、２８年・２９年の業種ごとの比較とか、都道府県ごとの数が載っていますので、ご参考にいただければと思います。

資料に戻り、１７ページの真ん中に円グラフ、下半分に棒グラフをつけています。棒グラフを見ていただきますと、愛知県内の家内労働に従事されている方の業種を分類しました。このグラフで多いのはプラスチック関係の製造業からの委託業務ですが、その次に繊維関係、ゴム製品、電気機械関係、機械器具関係が多くなっていますし、雑貨も一部ございます。花火関係ですと、右から四つ目で従事者が３００名強です。

次に、１８ページですが家内労働者に係る災害の発生状況を表２で一覧表にしています。この表は単年度ではなく、過去に愛知県で起きたものを追加して表を作っていますので、実際には年に１件あるかないかの状況です。

ただこの表の一番下にある金属製品製造業での男性右人差し指挫断、いわゆる指の切断、休業６５日、プレスを使用し金具の金属製品を製造中にプレスの金型に指を挟まれた災害は、昨年発生したものです。この災害については、所轄の労働基準監督署が再発防止のために対応しており、家内労働者のところを訪問するとともに、委託者側へも訪問し、それぞれに指導を行っています。

このほか、愛知労働局に限らず全国において家内労働者の災害防止のため、１８ページのタイトルにある、災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員が配置されています。

家内労働安全衛生指導員は、愛知局でも活動しており、委託者の事務所とか家内労働者の自宅を訪問し、必要な安全衛生、場合によっては家内労働の労働条件について確認等を行っています。この指導員の平成３０年度の活動状況を、１８ページの表３で活動状況としてまとめています。これは訪問した業種で件数を分類しているものです。

１９ページに移ります。項目４の家内労働者の労働条件の改善を図る最低工賃です。家内労働法では工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃の制度を設

けています。

愛知県における最低工賃は、昨年度、がん具花火の最低工賃を廃止しており、現在、車両電気配線装置製造業、いわゆるワイヤーハーネスの最低工賃のみとなっています。廃止の経過については後ほど説明します。

続いて、21ページの資料 10平成30年度家内労働対策の基本方針（結果）をご覧ください。平成30年度の家内労働対策、基本方針を設けましたが、それに基づいて昨年度実施した状況等について説明を行います。

まず、項目1の周知・広報については、引き続き愛知労働局ホームページで広報しているほか、労働基準監督署窓口で家内労働に係るリーフレットを配布しています。また、県下の全委託者に対し、愛知労働局では毎年3月に家内労働法に基づく定期報告の案内を郵送で行っており、その際、家内労働法に係るリーフレットを同封し、適正な家内労働についてのお願いをし、周知を図っています。

次に、項目2の最低工賃の改正については、22ページの資料 11第12次最低工賃新設・改正計画をご覧ください。これは平成28年度から30年度までの全国における最低工賃の新設・改正等の3か年計画ですが、愛知では昨年、がん具花火の最低工賃の改正等の検討を行うこととしていました。

最低工賃の改正や場合によっては廃止についても検討することと計画上なっていました。このため、がん具花火の委託者に対し、当局において実態調査等を実施し、その内容を分析した結果、がん具花火の最低工賃の改正は困難であり、廃止を検討すべきと判断し、昨年11月5日、23ページの資料 12とおり、愛知労働局長より愛知地方労働審議会に対し、がん具花火の最低工賃の廃止決定についてご検討いただきたいと諮問いたしました。この諮問の理由は、24ページ以降の資料 13にあります。26ページの項目7の結論のところに、その理由について細かく書いてあります。過去3年ごとにがん具花火については改正の検討を平成12年以降やってまいりました。結果5回改正することを見送りましたが、この間、がん具花火の出荷量がさらに減少し、それに伴い、家内労働者の方の数も減少してきました。

結果、がん具花火に係る家内労働者数は248名と減少し、更にこのうちでも最低工賃の適用を受ける労働者が延べで53人ですが、実数では十数名程度となってしまったということです。

また、新たな業務や規格をがん具花火の最低工賃として設定できるかなども検討しましたが、困難であるとの判断のもと、廃止したとしても現状家内労働者の不利益となることはないと判断し、廃止の審議を諮問したものです。

地方労働審議会では労働局長の諮問を受け、がん具花火の工賃部会を臨時に設置いた

き、計2回真摯にご議論いただきました。その結果、27ページの資料14にあるとおり、結果として廃止決定の答申をいただきました。なおこの際、愛知労働局において、がん具花火最低工賃廃止をもって家内労働者の労働条件の引き下げがないよう、さらに家内労働者の労働条件と安全衛生を向上させるための必要な対応をするよう附帯決議をいただいています。

その後、答申をいただいたあと、官報公示を経て、本年3月6日をもって、がん具花火最低工賃は廃止となりました。

なお、この際の附帯決議を踏まえて、すでに愛知労働局では、花火関係の2つの団体に対して、直接赴きまして、附帯決議にある家内労働者の労働条件と安全衛生環境の向上に関し、局長名による要請書を交付するとともに、花火に係る全ての委託者に対し、同趣旨の文書要請を行っております。

21ページの資料10に戻りまして、項目3の安全衛生の確保等に関してですが、平成30年度家内労働安全衛生指導員の活動状況をここに取りまとめています。30ページの資料16に、平成30年度家内労働安全衛生指導員の活動状況を取りまとめています。日付が平成30年11月末としていますが、すでに年間の活動を終わっており、11月末ですが状況としては年間のものであります。

指導員5名での活動で、項目2にあるとおり、委託者54社を廻り、また家内労働者26名の作業場を訪問し、必要な調査・指導を行っております。一番下の項目4に指導結果を載せています。結果として、指導の数の最も多いのは家内労働法に基づく労働局長への届出不備で13件となっております。家内労働法で義務付けしてあります家内労働手帳の交付がその次で、その他で3件となっておりますが、その中身は安全衛生に関わるものであり、動力駆動部分での挟まれ防止のためのカバーの指導などです。

【小野木部会長】

ただいま説明がありました、愛知における家内労働の現況及び平成30年度の家内労働対策の結果について審議に入る前に、今の説明で不明な点とか、ご質問はあるでしょうか。

(質問なし)

【小野木部会長】

質問はありませんね。では、愛知における家内労働の現況及び平成30年度の家内労働対策の結果についての審議に入ります。

平成30年度は、がん具花火製造業の最低工賃が廃止されましたが、最低工賃専門部会の審議も2回におよぶ慎重審議の結果、附帯決議を付して、全会一致で廃止決定の答申を行ったところです。何でも結構ですので、ご意見等はございますか。

【安藤委員】

30ページの平成30年度家内労働安全衛生指導員活動状況ですが、委託者や家内労働者について指導されているのですが、食料品製造業や業務用機械器具製造業で家内労働者を指導されていないように見えるのですが、それはなぜなのでしょう。

【近藤賃金課長】

家内労働者のところを訪問するにあたっては、委託者のところを訪問した際に、委託者の方にご紹介をいただき、紹介いただいた家内労働者のところを改めて伺うかたちをとっています。基本的にはすべての委託者の方に、家内労働者の紹介をお願いしているのですが、結果としてご紹介いただけない、あるいはご紹介いただいた家内労働者が来てほしくないとおっしゃる事例もあります。

【安藤委員】

家内労働者のところで事故や事件は起こるので、出来れば万遍なく行けるといいなと思いますので、委託者の方に働きかけをして、引き続きなるべく行けるようお願いします。

【近藤賃金課長】

はい、わかりました。

【小野木部会長】

今、紹介いただけなかったとのことですが、何故なのでしょう。何か事情はあるのでしょうか。

【近藤賃金課長】

家内労働安全指導員に聞くところでは、紹介していただいた家内労働者ところに私どもが伺うことで、家内労働者の腰が引けて、委託のお願いが断られるのではとの心配を委託者の方がされたり、家内労働者の方が家で作業をしているので来てほしくない、家には来てほしくない、との実態があるようです。

【小野木部会長】

来てほしくないことをおっしゃるにはそれぞれの事情があると思いますが、紹介を断られる場合は遠慮というか、委託者さんへの遠慮があるということですか。

【近藤賃金課長】

委託者の紹介で、指導員が家内労働者のところに行くことによって、家内労働者の方の腰が引けて、仕事を断られるのでは、との心配をされているということです。

【小野木部会長】

なるほど、逆なのですね。

【近藤賃金課長】

そういうことはないと思いますが、そういう心配をされ、紹介をしたくないとおっしゃる方もいらっしゃいます。

【小野木部会長】

委託者の方はそういうものなのでしょうか。

【滝委員】

お役人が来られると嫌がれる方もお見えになります。

【黒部基準部長】

私共もできるだけ紹介いただけるようお願いしても、強制力はありませんので、あくまで協力の下にやっているところです。安藤委員が言われるように、できるだけ紹介をいただいて、現場を見せていただくことは努めて参りたいと思っています。

【小野木部会長】

ほかに何かありますか。

【伊藤委員】

18ページですが、災害と疾病を防ぐ家内安全衛生指導委員の中で一つ気になったのですが、家内労働による災害の事例の中のがん具花火製造業、この中の下から3つ目になるのですが、タバコの火が原因の事例です。これに対して指導員の日頃の指導や、消防の関係で行政間での資料や事例など横の連携はあるのでしょうか。本人がケガしただけでは済まない事例だと思うのですが、いかがですか。

【近藤賃金課長】

1点目の話ですが、がん具花火には火薬が含まれていますので、火薬関係の法律で規制があります。一定量以上保管することについて、どのような設備が必要だとか、量に関しても規制がありますが、基本的には委託者が遵守することと、委託者が家内労働者に花火の材料を持参するときに、一定量以上にならないように配慮していると聞いています。あとは、それを家内労働者がどこに保管することになりますが、それについても発注の際に当然委託者が説明しているとのこと。

家内労働安全衛生指導員も勿論、爆発物、危険物の関係の話なので、委託者に対し、どのような指導をしているかも確認していますし、家内労働者宅を伺ったときには、どのような保管をしているかを聞き、また確認をしています。火薬のあるところでタバコを吸うこと自体が、そもそも如何かなと思います。これは10年、20年以上前の古い事例で、ここにはそのような過去のものも含めて掲載しています。家内労働全体で災害の発生は年に1、2件であり、この事例は今の時代ありえないと思っております。当然あってはならない事例ですので、火薬関係で近くに火の気はないかなど、今でも家内労働安全衛生指導員が家内労働者宅で確認しています。

もう1点の消防との連携は、現時点で何か対応していることはありません。

【熊田委員】

今の点でよいですか。

普通、消防法ではどのような用途かによって規制がかかっていますが、委託者が家内労働者へ委託するときに、消防法の規制を満たすような対応が作業場でなされているか、そのことについて制御をかけて発注するとかについては徹底されているのでしょうか。

【近藤賃金課長】

安全衛生指導員から聞いているところでは、委託者には規制について十分承知していますので、委託発注の際はそれを踏まえて注意事項を伝えていることは確認しています。

【熊田委員】

そういう意味で花火を扱っている委託者は意識が高いと思われませんが、ほかの事業者、例えば製造業などでは作業場に消防法の規制がかかってくると思いますが、その時には委託者のほうで配置の際に確認をされているということでしょうか。

【近藤賃金課長】

そうです、確認しています。

本日の資料の中に家内労働における危険有害業務ガイドブックや好事例から学ぶ家内労働における労働安全衛生のポイントがあります。これらの資料は指導員が委託者を訪問するときに渡して、そこの委託作業に関する事故があれば念押しして説明するなどこれらの資料も活用しています。

【黒部基準部長】

火薬の関係は、災害防止対策ガイドブックの18ページにあります。

【近藤賃金課長】

災害防止対策ガイドブックの18ページを見ていただきますと、がん具花火に関しても説明があります。また、熊田委員がおっしゃった火花については19ページの真ん中のところの、ガス溶接のところに火花に触れないことや注意書きも付けてあります。

【小野木部会長】

家内労働の現況の18ページの表にあるのは、大半が昨年のものではないということですか。

【近藤賃金課長】

昨年のもとは一番下のプレス災害だけで、あとは過去10年、20年のものを毎年新しい災害を足して表示しています。昨年の事例のみであれば1件、あるいは無しになってしまうので、このようにしています。

【小野木部会長】

ほかに意見等ありますでしょうか。

何もありませんので、議題(2)については終了します。

では、愛知における家内労働の現況及び平成30年度家内労働対策の結果について、ご承認願えますか。

(承認確認)

【小野木部会長】

では次に、議題3、令和元年度家内労働対策の基本方針について、事務局から説明して下さい。

【近藤賃金課長】

34ページの資料 19 令和元年度家内労働対策の基本方針について、説明いたします。

まず項目1、家内労働法の周知・広報については、先ほど平成30年度の実施状況でお話ししましたが、基本的にはそれと同種の対応をしていく予定です。このうち、(2)のがん具花火製造業最低賃金については、先ほど説明した3月6日をもって廃止されたことから、このがん具花火に係る家内労働者の労働条件等の向上を図るため、委託者と関係者に対して特段の周知を図って、遵守の徹底を図る方針としています。

次に項目2ですが、次の35ページの資料 20に、本年度から3年間の第13次最低賃金新設・改正計画の全国版をつけています。愛知の3か年計画は、現在残っている車両電気配線装置、いわゆるワイヤーハーネスについて、来年度の改正等の検討を計画しているところです。

項目3の安全衛生の確保等については、家内労働安全衛生指導員の活動状況については説明したところです。昨年度は5名でしたが、今年度は2名の配置を本省から通知を受けています。この2名で、がん具花火製造業に係る委託者及び家内労働者を重点に、花火廃止に伴う不利益取り扱いがないよう、あるいは更なる労働条件向上を図るよう附帯決議がありますので、がん具花火に係る委託者及び家内労働者を重点に先ず指導することとし、またその他の家内労働を含めて家内労働者の安全衛生の確保や健康保持並びに家内労働法の遵守について周知を図り、その実態把握に努めることとしています。

【小野木部会長】

令和元年度の家内労働対策の基本方針について、不明な点とかのご質問はございますか。

(質問なし)

【小野木部会長】

ご質問がないようですので、令和元年度の家内労働対策の基本方針についての審議に入ります。

何でも結構ですので、ご意見等はございますか。

【伊藤委員】

3点目の安全衛生の確保のところですが、本年度は2名で、5名から2名に減るのですが、

指導の対象や件数は5名でやっていた時と同じように実施される予定でしょうか。

【近藤賃金課長】

件数については、一人当たりの件数は決まっていますので、結果としては2人分の件数に減ってしまいます。

指導員の人数の配置を決めるのは、厚生労働省の在宅労働課が担当しています。例えば、家内労働のしおりを見ていただきますと、34ページに全国の家内労働者等の状況が載っていますが、愛知は家内労働者が一番多いのですが、大阪や静岡など近い数字のところもあります。委託者数は大阪のほうが多いとの数字もあり、確認したところでは東京・大阪は3名と聞いております。愛知の5人が全国の中でも多かったため、本年度は2名になったと思います。

【小野木部会長】

人数を5人から2人に減らしても、結果として巡視指導について影響は出ないのですか。

【近藤賃金課長】

訪問する件数は、昨年と比較し5分の2になります。ただし、花火に関して本年度は重点的に対応することにしていきますし、もちろん花火以外の危険有害業務の可能性のあるところを訪問する計画を個別、具体的には立てていますので、そのようなところを優先して対応します。

また、家内労働安全衛生指導員の資質、経験の話ですが、経験の長い者が2人残り、引き続き指導することになっていますので、以上の内容については十分な指導ができと思っています。

【小野木部会長】

前年度はがん具花火最低工賃を廃止して、家内労働者の労働条件が低下しないように、あるいは不利益にならないようにとの附帯決議をもって私どもや愛知労働局もその方策を練ったわけなので、それが初年度で人が減ることに疑問がわくのですが、その辺の自信は、大丈夫だということをもう一度説明いただけますか。

【近藤賃金課長】

2名の家内労働安全衛生指導員に対しては、今年度の活動をする前に会議を実施し、附帯決議の内容及び対応についても十分に説明しているところです。

また、委託者数は10社程度ですが、ほぼ全ての委託者を本年度訪問する予定にしており、現時点で既に何社かは訪問しています。その際には附帯決議を踏まえた状況について指導しているとの報告がすでに指導員から来ているところです。

【黒部労働基準部長】

付け加えますが、その結果、仮に最低工賃が設定される前と比べて、労働環境や労働条件の状況が仮に低下すれば、新たな要素や取り組みを、それを踏まえて別途考えたいと思っています。

【小野木部会長】

がん具花火は重要なファクターですが、勿論それ以外も業種がたくさんあるので、目配り、気配りが疎かにならないようによろしくお願いします。

【黒部労働基準部長】

わかりました。

【小野木部会長】

もしも不都合があれば元に戻すことで、増員の方向に声を上げることは必要だと思います。

【黒部労働基準部長】

必要に応じて本省にもお願いをしていきたいと思います。

【小野木部会長】

働き方改革ですので、指導員の方が労働過剰にならないよう気配りをお願いします。

【黒部労働基準部長】

わかりました。

【小野木部会長】

他にありますか。

【加藤委員】

項目1の委託者に対する委託状況届の徹底とか手帳の交付のことについてです。

先ほどの30年度の結果の中で、その2つが指導員の指導結果として載っていたのですが、本年度は昨年度の指導結果を踏まえて、この2つについて全体に周知するための方法などが決まっていますか。

【近藤賃金課長】

平成31年3月、提出のお願いの手紙を全委託者に送っているのは、まさにこの委託状況届のことです。提出率が芳しくないことを踏まえて、近年全委託者に対し提出をお願いしている状況です。

残念ながら提出のない委託者もあるため、昨年度はそれらを指導の対象としたため、指導件数が増えました。

家内労働手帳は、委託者が家内労働者に品物を渡すときに伝票の形、あるいは帳簿の形で、何を、何個、渡したかを記録として残し、やり取りするものです。いわゆる口頭のみで、物だけ渡して物だけ返してもらうのではなく、何を、何個渡したかを、逆に家内労働者が加工終了後に何を、何個仕上げたのでお返しします、などのやり取りをキチンと記録に残すことと同時に、労働条件では、どこで作業し、どのようなことを注意し、何を、何個やるときはどういう工賃でやるかなど、工賃の支払い、締め日、支払日、支払い方法、支払い場所などを記載して、お互いに書面で確認しておくものを家内労働手帳と法律では呼

んでいます。

その一部記載漏れがあれば当然指摘することで対応しているところです。指導員が委託者のところを訪問した時は、どういう書式、形式、伝票でやっているのか、ノートでやっているのか、あるいは家内労働者を訪問した時にトラブルがないようにやり取りされているかを確認しています。そこでまったくやっていないのはもちろん指摘しますが、一部でも法律上の記載項目がなければ、やってくださいと指導したことで、件数を挙げています。

【小野木部会長】

委託者側のご意見はいかがでしょうか。委託者側の滝さん宜しくお願いします。

委託者の方で、ちゃんと手帳をやろうよとの呼びかけはあるのでしょうか。

【滝委員】

私のところでは繊維をやっているのですが、社内的には委託者とは契約という形をとっていますが、もう一つ下の段階、家内労働者と委託先との実態は掴めていません。我々の仕事の段階では、したがってどのようなイメージでやっているのかは私自身わからないところです。

【小野木部会長】

家内労働手帳の発行者は誰になるのですか。

【近藤賃金課長】

家内労働手帳は委託者が用意します。

【小野木部会長】

家内労働者に対して書いてくださいということですか。また、書いた内容はどう反映されるのですか。

【近藤賃金課長】

まずは、家内労働の条件について、どこの場所で、なんの加工をお願いすると、それから工賃の締め日、支払日、支払方法、支払場所について明記することで、これがお互い確認するために書面で持つこととなります。更に日々の受け渡しの記録をきちんとすることが法定の記載項目として決められています。何を、何個、単価いくらで頼むというものです。これは、家内労働のしおりに伝票などの見本がついています。

【黒部労働基準部長】

家内労働のしおりの21ページを見ていただきますと、項目1に家内労働手帳の交付の徹底についてとあり、伝票式家内労働手帳のモデル様式、5～6ページを参照となっています。

【近藤賃金課長】

5ページ、6ページに伝票式手帳の見本がついています。

【黒部労働基準部長】

伝票の左上に、伝票式家内労働手帳と書いてあります。

【小野木部会長】

これは、法的に定められた、やらなければいけないことですか。

【近藤賃金課長】

そうです。それが決められています。

【小野木部会長】

家内労働法で決められていることなのでしょうか。

【近藤賃金課長】

家内労働法で決められています。しかし、項目は決められていますが様式は決められていませんので、帳簿みたいなものでやられる場合もありますし、伝票が簡便であるからと伝票を使われる場合もあります。ただ、ここに書かれている項目は、法律上記載し、委託者は家内労働者へ交付することが決められています。

【小野木部会長】

家内労働手帳の交付の徹底に努めていますと21ページに書いてあるのですが、これは義務ではなく努力目標なのですか。

【近藤賃金課長】

いえ、義務です。

【小野木部会長】

これは、家内労働手帳は当事者同士が保管をして、何かトラブルが起きた時に証拠として利用するものですか。

【近藤賃金課長】

はい、確認するものです。トラブルが起きないためのものですが、仮にトラブルが起きたときは伝票があることにより、トラブルがすぐに解決できるということです。

【小野木部会長】

わかりました。これは指導員が指導する対象の一つですね。

【近藤賃金課長】

確認し、必要な指導を行うものです。見本の用紙を指導員に持たせてあります。

【小野木部会長】

仮に作っていない委託者がいれば指導されるのですか。

【近藤賃金課長】

見本の様式をお渡しして、このようなものを活用ください、との話になります。

【熊田委員】

今でこそ、このような書類や伝票、依頼書にしる、当たり前のことですが、業種によって今でも口頭でやっています。最近はなくなったのですが、私が弁護士になった頃は、まだ口頭でやっているところがありました。

もう一つの問題は、例えば委託者の規模が小さく、また家内労働者側でも、特に近頃は高齢化しており、このような書類を渋るケースや苦手な方があり、法律で決められているからやりなさいではなく、より簡便な方法はないのか。注文伝票は委託者側もトラブルがあると嫌なので、何を注文して、何を何個だとか、伝票もたぶん複写式になっていて、家内労働者が納品したらその日付を書けばいいようになっていると思います。

家内労働者がこのような書類の作成に慣れていなくても、自分たちがやった仕事は届けましたよと。後で来ていないとか、納品されていないとかなどのトラブルを防ぐためですよと。

家内労働者を訪問した際には伝票を見ていただいて、例えばここが書きにくいとかあれば、そこを懇切丁寧に教えていただくとよくなると思います。特に高齢者はだんだん目が悪くなってくるし、小さい文字など見づらくなっていますので、できるだけ委託者側で複写にして家内労働者が納品するときにチェックすればいいとか、間違いがあればここを直そうねとか。

一口に家内労働手帳というものがあって、書式があって、それが全てではなく使いやすいようにしてほしいです。伝票は、小さいものより大きいほうが見やすくいいです。書く側が使い勝手の良いものを指導員の方と業界団体、あるいは労働局が話し合いを持って、委託者と家内労働者双方の使い勝手の良いものをお考えいただくと、よりよくなるのではないかと思います。

現場ではやはり記載漏れは絶対ありますので、そのところをお互いに大事だとすると、その点を現場サイドに立って改良されることを考えていただいてもとよいのではと思います。

【近藤賃金課長】

委員のお話も参考にさせていただいて、近い日に指導員と伝票が有るかないか、項目が有るかないかだけでなく、書き方について難しくないかについても家内労働者に確認することで進めていきたいと思います。その結果、何か問題として浮かび上がるようなことがあれば、どのような対応が必要かを検討してまいりたいと思います。

【堀井課長補佐】

伝票は複写式となっています。

【近藤賃金課長】

家内労働のしおりには伝票は見本として記載していますが、指導員にはこの伝票を配っています。項目が難しいかとか、書き方が簡単なのかという点もいろいろあるかとは思

ます。

【熊田委員】

たぶん複写なので数量等が既書き込んであって、家内労働者が納品した時に検品して、検品の結果OKであればチェックするとか、もっと工夫をすると多分記載漏れがなくなると思います。今まで通りでなく、チェックで済むところはチェックにするとか、今の時代そうだと思うのでいろいろ工夫していただけたらと思います。

【近藤賃金課長】

はい。

【黒部基準部長】

この伝票の様式は厚生労働省のものですね。

【近藤賃金課長】

そうです。

【熊田委員】

やはり、本省が作っておられると、結構小難しい資料を作られるのですね。施設委員をやっていて、意見を言う組織があるのですが、役員からそんなこと必要ない項目なのにあなたはどういう種類の調査をされますか、本省で作られると本省の頭の良い人が作られるので、項目とか工程のことを、かみ砕いて言わずにチェックで済むことを、昔の感覚で記載している。

チェックは向こうで記載していただいたほうが確実だとか聞かれるのですが、現場サイドでは高齢者がいるとすごく面倒です。

【堀井課長補佐】

私どもの考えと現場で実際やっていることがわからないところもありますが、家内労働指導員が回った時に、良い事例とかがあれば、逆に吸収できるように検討したいと思います。

【小野木部会長】

家内労働手帳に関して、ほかにご意見はありますか。

(意見なし)

【小野木部会長】

簡便な手帳が一人でも多くの人にきちんと交付されるようにお願いします。

【安藤委員】

安全衛生指導員が減っている中で、何を重点的に見るかということの説明がありました。何を選択していくかは難しいところがあると思います。長年指導員に従事されている方であればお互いの理解が進みますし、あまり問題はないかと思いますが、今回のデータ

を見させていただいたところ、機械器具製造業で家内労働者が136人増加していますので、新たに従事する方はいろんな知識がなかったり、安全衛生管理にかかわることなどが考えられます。会長がおっしゃったように、新たに加わった方に少し重点を置いた活動をお願いしたいと思います。

【近藤賃金課長】

おっしゃったことを踏まえて対応したいと思います。

【小野木部会長】

よろしいでしょうか。ほかに説明について何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(意見、質問なし)

【小野木部会長】

何もないようですので、議題(3)の審議は終了します。

愛知における最低工賃は車両電気配線装置製造業だけとなってしまう、来年の令和2年度が改正時期となっています。

今年度は、廃止されたがん具花火製造業における、家内労働者の労働条件の向上に向けて、行政として、しっかりとした対応をお願いします。

では、令和元年度家内労働対策の基本方針について、ご承認願えますか。

(承認確認)

【小野木部会長】

では最後に、議題(4)その他についてですが、各委員の皆様、何か議題はありますか。

委託者側、いかがでしょうか。家内労働者側、いかがでしょうか。

(ありません)

【小野木部会長】

事務局から、何かありますか。

【近藤賃金課長】

議題としてはありません。

【小野木部会長】

何もないようですので、議題(4)その他については終了します。

次に、事務局から連絡事項がありますので、事務局、お願いします。

【近藤賃金課長】

次回、第19回家内労働部会について、現在の予定ですが、例年どおり年度末の令和2年2月頃に開催したいと考えています。日程調整等は時期が来ましたら、ご連絡させていただきます。内容的には、令和元年における取組状況の報告と令和2年度に予定しますワイヤーハーネスの改正についての方向性について、ご意見をいただければと思っています。

【小野木部会長】

了解しました。第19回家内労働部会は年度末の2月頃に開催することとします。日程調整は、早めをお願いします。では、これで本日の家内労働部会は終了とさせていただきますが、その前に労働基準部長から挨拶があります。

【黒部基準部長】

本日は、委員の皆様、熱心にご議論いただきましてありがとうございます。私ども労働局といたしましては、本日頂きましたご意見等を踏まえ本年度の家内労働行政を進めていきたいと思っております。

特に、花火の関係につきましては、しっかりその辺を勘案して必要な対応を行いたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

【小野木部会長】

では、これをもって第18回家内労働部会は終了します。

(署名欄)

部 会 長 _____ (小野木委員)

家内労働者側代表委員 _____ (加藤委員)

委託者側代表委員 _____ (太箸委員)